

平成 22 年 4 月 6 日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007～2008

課題番号：19730066

研究課題名 (和文) 民事訴訟における営業秘密の保護

研究課題名 (英文) The protection of confidential information in civil procedure

研究代表者

大淵 真喜子 (OBUCHI MAKIKO)

筑波大学・大学院ビジネス科学研究科・准教授

研究者番号：30400625

研究成果の概要：

ここでは、比較法研究の基礎作業として、主にドイツ法及び英米法の検討を行い、具体的には、次のような作業を主として行った。まずドイツについては、ドイツ知的財産訴訟における営業秘密の保護のために検討すべき問題点につき、憲法上の裁判を受ける権利ないし法的審問請求権という観点から分析を試みた。特に、ドイツにおける法的審問請求権との関係での議論は参考になるものであったが、法的審問請求権として保障されなければいけない、ぎりぎりの外延というものがどこまでなのか、法的審問請求権とその他の対立利益 (訴訟での権利実現等) との優劣関係をいかに解すべきかなどについてはなお研究の継続が必要であり、これがひいてはあるべき営業秘密の保護制度に密接に関連するものと現段階では考えている。

米国・英国については、調査した範囲では、そのような根源的な議論が意識的にはあまりなされておらず、プロテクティブ・オーダーに関するプラグマティックな議論が中心になされている点で、本研究の目的との関係では難しい点がある。もう少し視点を広げて、英米法固有の伝統的な法意識という視点から見た場合には、何らかの意義が見出せるように思われるが、この点もなお残された課題であるといえる。

上記各作業については、上述のようになお解明すべき点が多く残されており、論文等の形で成果を公表するには至っていないが、次年度以降引き続き研究を進め、成果の公表につなげたいと考えている。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	800,000	0	800,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,600,000	240,000	1,840,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：知的財産訴訟、営業秘密

1. 研究開始当初の背景

不正競争防止法に基づく差止請求等・損害賠償請求その他の知的財産侵害訴訟等において、自らの権利を主張立証するために自己の営業秘密を訴訟上開示する必要がある当事者は、相手方当事者らの不正利用のおそれという危険を冒すか、敗訴等のおそれを甘受するかのジレンマに陥る。

実務上、最も深刻な法的問題が生ずる、この場面での営業秘密の保護をいかにして実現するかということが特許法等の改正過程であらためて問題となった。

この点に関して、旧不正競争防止法（昭和9年法律第14号）について「不正競争防止法の一部を改正する法律」（平成2年法律第66号）による改正時に議論されたほか、その後、新民事訴訟法の立法過程において「民事訴訟手続に関する検討事項」（平成3年12月、法務省民事局参事官室）の1項目として、秘密保護の手続においては、訴訟記録閲覧制限（92条）が導入されたが、いわゆる秘密保護手続及び秘密保持命令については、その導入が検討されたものの実現には至らなかった経緯があった。

その後、人事訴訟法で当事者尋問等の公開停止が規定されたが、少なくとも相手方当事者が訴訟で営業秘密を知るに至った場合の当該営業秘密の保護については、民事訴訟法上ほとんど配慮されていないといってもよい。

しかし、近時、営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化等を目的として、裁判所法等の一部を改正する法律（平成16年法律第120号）による改正がなされ、これによって特許法を含む工業所有権4法、不正競争防止法、著作権法において秘密保持命令の導入等がなされた。この秘密保持命令は、本研究との関係では注目されるどころであり、理論上検討の余地が残された部分があるため、この秘密保持命令を含め、対立当事者との間での秘密保護について検討しようと考えたものである。

2. 研究の目的

本研究では、上記1の場面における営業秘密の保護に関連して、主として民事訴訟法上検討すべき法的問題点を考えたが、これに限らず憲法上検討すべき点も含め、あるべき営業秘密の保護のあり方がどこにあるかについて試論を試みるものである。

3. 研究の方法

研究の視点としては、営業秘密が開示される場合としては、第三者によって開示される場合と、当該訴訟当事者によって開示される場合とに分けることができる。

前者の場合には、原則として証拠調べの場合のみが問題となり得るが、後者の場合には、証拠調べの場合に限らず、訴え提起の段階、主張の段階、あるいは判決の段階においてそれぞれ営業秘密の保護が問題となり得る。

なお、日本・ドイツでは、訴訟当事者が当該事実について立証責任を負う場合と、負わない場合に分けることができる。さらに、ドイツについては、後者の場合はさらに、ドイツ民事訴訟法（ZPO）138条1項、2項で陳述義務を負う場合、実体法上の情報提供義務を負う場合、訴訟法上の事案説明義務を負う場合がありうるものであり、各場合について検討する必要がある。

そのため、これらに場合を分けて、考える問題点について検討を行った。

さらに、研究対象としては、わが国の民事訴訟法と非常に近い内容をもつドイツ法を中心としつつ、特許法等改正でも参考にされたプロテクティブ・オーダーに関して米国・英国での議論を参考にしつつ、上記2の点を明らかにしようとした。

4. 研究成果

比較法研究の基礎作業として、主にドイツ法及び英米法の検討を行い、具体的には、次のような作業を主として行った。

まずドイツについては、ドイツ知的財産訴訟における営業秘密の保護のために検討すべき問題点につき、手続保障あるいは法的審問請求権という観点から分析を試みた。

ドイツにおいては、営業秘密を開示する方向での保護方策として、守秘義務を負う中立の第三者による証拠調べの方法、あるいは、相手方当事者を全く排除して証拠調べを行う、いわゆる秘密手続等が議論されているところ、どのような場合にその方策が効果的かという問題以前に、法的審問請求権等との関係が最も重要な問題となる。

とりわけ秘密手続については、これを積極的に解する見解もあるが、敗訴当事者が上訴する際の手続保障という観点等検討すべき問題が多々あり、秘密手続に関するこれらの議論はかなり参考になるものはあったが、議

論の前提として、そもそも法的審問請求権として保障されなければいけない、ぎりぎりの外延というものがどこまでなのか、法的審問請求権とその他の対立利益（訴訟での権利実現等）との優劣関係をいかに解すべきかというメルクマールなどについてはなお研究の継続が必要であると感じた。これがひいてはあるべき営業秘密の保護制度に密接に関連するものと現段階では考えている。

米国・英国については、調査した範囲では、そのような根源的な議論が意識的にはあまりなされておらず、訴訟の現実の場面でどのように対応するかなど、プロテクティブ・オーダーに関するプラグマティックな議論が中心になされている点で、本研究の目的との関係では比較が難しい点がある。また、英国はディスクロージャーの範囲が米国より限定的であるとはいえ、米国・英国いずれもディスカヴァリー・ディスクロージャーが原則であり、プロテクティブ・オーダーは例外という位置づけであるのに対し、わが国では、そもそも出発点が反対である（証拠開示が原則ではない）ということからも比較の仕方にやや工夫が必要なようである。

もう少し視点を広げて、英米法固有の伝統的な法意識という視点から見た場合には、何らかの意義が見出せるように思われるが、この点もなお残された課題であるといえる。

また、各国とも議論の中心とされているのは証拠調べの場面であり、それ以外の主張整理等の段階での議論のフォローが未だ十分とはいえない。

上記各作業については、上述のようになお解明すべき点が多く残されており、論文等の形で成果を公表するには至っていないが、次年度以降引き続き研究を進め、成果の公表につなげたいと考えている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

大淵真喜子、将来の著作物の差止め、著作権法判例百選第4版、186-187頁、2010年、査読無

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大淵 真喜子 (OBUCHI MAKIKO)

筑波大学・大学院ビジネス科学研究科・准教授

研究者番号：30400625